

平成 31（2019）年 3 月 8 日

公立大学法人兵庫県立大学大学院
緑環境景観マネジメント研究科
研究科長 美濃 伸之 殿

公益社団法人日本造園学会
会長 横張 真



平成 30 年度 環境・造園系専門職大学院認証評価結果について

平成 29 年 12 月 1 日付けにて貴校より申請のあった「環境・造園系専門職大学院認証
評価」について、審査を行った結果を別紙「平成 30 年度 環境・造園系専門職大学院認
証評価 総括」、「平成 30 年度 環境・造園系専門職大学院認証評価 評価報告書」の通り
通知いたします。

平成 30 年度
環境・造園系専門職大学院認証評価
総 括

公益社団法人 日本造園学会

平成 31 (2019) 年 2 月 9 日

平成 30(2018)年度環境・造園系専門職大学院認証評価総括

専門職大学院認証評価審査委員会

自己評価書（平成 30 (2018) 年 6 月 29 日版）ならびに調査報告書（二次）に基づき審査を実施した。

本研究科の学習・教育目標については、学則に明記されるとともに、学内外に対して電子的に公開されていることを確認した。本研究科の設置理念と学習・教育目標の関係性については、とくに技術者養成にかかわる新たな社会要請に対応し、適切な授業改善が実施されていることを確認した。また、新たに「緑環境景観マネジメント企画演習」や「実践演習」等を発展科目として位置付けたこと、反復型インターンシップ等の応用科目や基礎科目をグループ化して位置付けたこと等、実践的な授業科目が設置理念を尊重しつつ新設されたことが、学生の積極性と職能を育む強固な基盤となっていること、全寮制にもとづく少人数教育体制により、学生と教員の相互理解が円滑であることが、学生と教員の連帯感や生涯にわたるネットワーク形成の礎となっていることが、本研究科の他に類例のない特性として高く評価された。

一方で、専門職業人としての具体的な到達目標について、一層の明確化とそれに即した取り組みが期待される。この点については、授業資料や授業評価の方法・基準等を継続的に確認する必要があるとともに、より本質的には、明確化された到達目標に即した組織体制の見直しを含む検討が望まれる。また、倫理教育や研究専念期間の実態等、現地調査を通じて内容的には問題がないことが確認されたものの、その「見える化」という面での改善が望まれる課題も見受けられた。

このように、評価基準項目の中には、前回審査以降、「B 判定」から「A 判定」に評価が向上した項目がある一方、その継続的な実施等、引き続き今後の推移を観察する必要がある内容を含む「B 判定」項目も認められた。こうした項目については、本研究科に対し、その継続的な取り組みの推移について認証後 2 年以内に公表するとともに、専門職大学院認証評価審査委員会に対して報告を求めるものとした。

以上、専門職大学院認証評価審査委員会は、「兵庫県立大学大学院 緑環境景観マネジメント研究科」における教育活動が、環境・造園系専門職大学院評価基準のすべての項目にわたり一定の水準を満たしていると認め、「適格」と判断した。

平成 30 年度
環境・造園系専門職大学院認証評価
評価報告書

公益社団法人 日本造園学会

評価報告書

番号	評価基準	点検項目	評価	根拠・指摘事項
1		第1章 目的と学習・教育目標		
1-1		目的		
1-1-1	法	環境・造園系専門職大学院は、当該分野において学術の理論及び応用を教授し、高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とすることを学則等に定め、教員にその内容が理解されていること。	A	
1-1-2	法	環境・造園系専門職大学院においては、その目的を学内に周知し、学外に公開していること。	A	
1-1-3	重	上記1-1-1及び1-1-2を追求する適切な取り組みに務めていること。	B	・取り組みは確認されたが、それが今後とも継続的に実施されることが望まれる。
1-2		学習・教育目標		
1-2-1	法	環境・造園系専門職大学院においては、以下の内容を含む学習・教育目標を定め、教員及び学生に周知し、学外に公開されていること。 (i) 環境・造園に関する基礎的素養 (ii) 環境・造園に関する高度の専門知識及びこれを実務に応用できる能力 (iii) 環境・造園分野において、複合的な問題を分析し、課題を設定・解決できる卓越した能力 (iv) 継続的に学習する能力 (v) 環境・造園分野の実務を行うために必要なコミュニケーション能力、協働力、マネジメント力などの社会・人間関係スキル (vi) 職業倫理を理解し、倫理規範を守り、職務を果たす能力と態度	B	・設置理念と学習・教育目標の関係性を改善していること、それが学生・教職員に周知されるとともに学外にも公開されていることが確認されたが、とくに学生・教員への周知の機会に懸念がある。今後の継続的な実施が望まれる。
1-2-2	重	目的及び学習・教育目標が、環境・造園系専門職大学院の教育を通じて、達成されていること。	A	

2		第2章 教育課程		
2-1		教育内容		
2-1-1	法	学生に学習・教育目標を達成できるようにカリキュラムが体系的に設計され、適切な科目が配置されていること。それらの内容が受審校に関わる学生及び教員に開示されていること。	B	・カリキュラムと学習・教育目標における必修科目と選択科目の設置に改善が認められた。今後は反復型インターンシップなどの科目位置づけを見直すこと等を通じ、専門職業人が備えるべき倫理感にかかわる教育を充実させるとともに、その実態が学生・教員からも認知されやすいよう、「見える化」に配慮されたい。
2-1-2	法	カリキュラムでは、実践教育を充実させるために、適切な教育方法と授業形態を採用し、各科目と学習・教育目標との対応関係を明確に示していること。	B	・学生による授業評価を実施していること、学生自らの自主性や協働性を育む授業(演習)を実施していること等の改善を確認した。今後も継続して実施することが望まれる。
2-1-3	法	カリキュラムに基づいて授業に関する授業計画書(シラバス)を作成し、学生及び教員に開示していること。またそれに従って教育及び成績評価を実施していること。	B	・シラバスの作成とその学生及び教員への開示が的確に行われていること、教育及び成績評価もシラバスに則り行われていることが確認された。ただし、その記載に一部不明確な点も認められた。授業の実態に即した正確な記載に配慮されたい。
2-1-4	法	各授業科目における授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。	A	
2-2		教育方法		
2-2-1	法	環境・造園系専門職大学院においては、少人数による密度の高い教育を行うことが基本であることに鑑み、同時に授業を行う学生数が適切な規模に維持されていること。	A	
2-2-2	法	環境・造園系専門職大学院における授業は、次に掲げる事項を考慮したものであること。 (1) 効果的に履修できるような方法で授業を実施していること。 (2) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。	B	・シラバスなどに予習・復習時間について明示するとともに、授業時間外の学習時間の在り方についても明示し、その周知を図ること。
2-2-3	法	環境・造園系専門職大学院は、履修科目の履修登録の上限を設定し、学生が1年間または学期毎に履修科目として登録する単位数の上限を定めていること。	A	

2-3		成績評価及び課程の修了認定		
2-3-1	法	学習の成果に係る評価（以下、「成績評価」という）が、学生の能力及び資質を正確に反映するよう客観的かつ厳正なものとして行われており、成績評価の基準が設定されかつ学生に周知されていること。	B	・授業評価が客観的かつ厳正に実施されている実態は確認できた。しかしその方法・基準については十分に周知されておらず、明示すること。
2-3-2	法	修了認定に必要な在学期間及び修得単位数を、法令上の規定や受審校の学習・教育目標に対して適切に設定していること。	A	
2-3-3	法	学生が在籍する環境・造園系専門職大学院以外の機関における履修結果をもとに、環境・造園系専門職大学院における単位を認定する場合は、環境・造園系専門職大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないことかつ厳正で客観的な成績評価が確保されていること。	A	
2-3-4	法	環境・造園系専門職大学院の修了要件は、専門職大学院設置基準の定めを満たすものであること。この場合において、次に掲げる取り扱いを行うことができる。 （１）教育上有益であるとの観点から、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を環境・造園系専門職大学院が修了要件として定める30単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で、環境・造園系専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。 （２）上項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する等の場合、これを準用すること。 （３）教育上有益であるとの観点から、環境・造園系専門職大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、（１）による単位と合わせて環境・造園系専門職大学院が修了要件として定める30単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で、環境・造園系専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。	A	

3		第3章 入学者選抜		
3-1		入学者選抜		
3-1-1	法	環境・造園系専門職大学院は、入学者選抜について、公平性、透明性の確保を前提とし、環境・造園系専門職大学院の理念・目的に照らし、アドミッションポリシーを定め、学内外に公開していること。それを反映した選抜基準及び選抜手続きを規定していること。	A	
3-1-2	法	入学者選抜が、選抜基準及び選抜手続きに従って実施されていること。	A	
3-1-3	法	学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方法等の学生受け入れのあり方について、恒常的に検証する組織体制・システムが確立され、運用されていること。	A	
3-1-4	法	入学者選抜にあたって、複数の適性試験の結果を考慮する場合、その内容・方法は適切であること。また、その内容・方法が事前に公表されていること。	A	
3-2		収容定員と在籍者数		
3-2-1	法	環境・造園系専門職大学院の在籍者数については、収容定員に対してバランスを失っていないこと。	A	

4		第4章 学生への支援体制		
4-1		学習支援		
4-1-1	重	学生が在学期間中に環境・造園系専門職大学院課程の履修に専念できるよう、また、教育の成果をあげるために、環境・造園系専門職大学院の目的に照らして、履修指導、学習相談や助言体制が適切に整備されていること。	A	
4-2		生活支援		
4-2-1	重	学生が在学期間中に環境・造園系専門職大学院課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言や支援体制が適切に整備されていること。	A	
4-2-2	重	学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメントの相談等のために、保健センター、学生相談室を設置するなど必要な相談・助言体制が適切に整備されていること。	A	
4-3		就業支援		
4-3-1	重	学生の能力及び適性、志望に応じて、主体的に環境・造園の専門家としての進路を選択できるように、必要な情報の収集、提供及び指導・助言体制が適切に整備されていること。	A	
4-4		障害のある学生に対する支援		
4-4-1	重	身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制が適切に整備されていること。	A	

5		第5章 教員組織		
5-1		教員の資格と評価		
5-1-1	法	環境・造園系専門職大学院においては、各研究科及び専攻の種類並びに規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。	A	
5-1-2	法	基準5-1-1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当しかつその担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。 (1) 当該専攻分野について、教育上または研究上の業績を有する者。 (2) 当該専攻分野について、高度の技術技能を有する者。 (3) 当該専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者。	A	
5-1-3	重	教員の最近5年間における教育上又は研究上の業績等、各教員が、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実践を架橋する環境・造園系高度専門職教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを示す資料が、自己点検及び自己評価の結果の公表等を通じて開示していること。	A	
5-1-4	重	基準5-1-2に規定する専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動も、自己点検及び自己評価の結果の公表等を通じて開示していること。	A	
5-1-5	重	教員の採用及び昇任に関しては、教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。	A	
5-2		専任教員の配置		
5-2-1	法	専任教員の数、法令上の基準を遵守していること。	A	
5-2-2	法	5-2-1で専攻ごとに置くものとされる専任教員は、専門職学位課程たる環境・造園系専門職大学院について1専攻に限り専任教員として取り扱われていること。	A	

5-2-3	法	基準5-2-1の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数の半数以上は、原則として教授であること。	A	
5-2-4	追	環境・造園専門職大学院は、それぞれの教育の理念及び目的を実現するために必要と認められる場合には、基準5-2-1に定める数を超えて、専任教員を適切に配置するよう努めることが望ましい。	A	
5-3		研究者教員の配置		
5-3-1	重	研究者教員（5-4-1で規定する実務家教員以外の教員）は、教育歴を有しかつ担当する授業科目にかかる高度の研究能力を有するものであること。	A	
5-4		実務家教員の配置		
5-4-1	法	基準5-2-1に規定する専任教員の数のおおむね3割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有しかつ高度な実務の能力を有するものであること。	A	
5-4-2	追	基準5-4-1で規定する実務家教員は、その実務経験との関連が認められる科目を担当していることが望ましい。	A	
5-5		専任教員の担当科目の比率		
5-5-1	法	各環境・造園系専門職大学院における教育課程の主要な科目については、原則として当該科目を適切に指導できる専任教員が配置されていること。	A	
5-5-2	法	専攻の教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員構成で、特定の範囲の年齢に著しく偏ることがないように配慮していること。	A	
5-6		教員の教育研究環境		
5-6-1	追	環境・造園系専門職大学院の教員の授業負担は、年度ごとに適正な範囲内にとどめられていることが望ましい。	A	
5-6-2	追	環境・造園系専門職大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるなど対策が講じられていることが望ましい。	B	・海外研究制度が存在し、その運用が積極的になされるなかで研究専念期間が確保されていることを確認した。今後は、既存制度が研究専念期間に関する制度であることが明示されるよう、名称等を改定されることが望まれる。

5-7		教育上及び研究上の職務を補助する職員の配置		
5-7-1	法	環境・造園系専門職大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が置かれていること。	A	
5-7-2	法	環境・造園系専門職大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（基準7-1-3に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることとその他必要な取り組みを行っていること。	A	
6		第6章 施設、設備及び図書館等		
6-1		施設の整備		
6-1-1	法	環境・造園系専門職大学院には、その規模に応じて、教員による教育及び研究並びに学生の学習、その他当該環境・造園系専門職大学院の運営に必要で十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室、その他の施設が備えられていること。	A	
6-2		設備の整備		
6-2-1	法	環境・造園系専門職大学院には、教員による教育及び研究並びに学生を支援するのに必要な設備が整備されていること。	A	
6-3		図書館の整備		
6-3-1	法	図書館には学生の学習及び教員の教育研究のために、必要かつ十分な図書及び電子媒体を含む各種資料が計画的・体系的に整備されていること。また、図書館の開館時間は学生の学習及び教員の教育研究のために、十分に確保されていること。	A	

7		第7章 教育改善		
7-1		教育内容等の改善措置		
7-1-1	法	環境・造園専門職大学は、社会の要請を踏まえて教育の成果を評価し、学習・教育目標やカリキュラム等を改善するための仕組みを有し、実施していること。	A	
7-1-2	法	環境・造園系専門職大学院は、教育の内容及び方法等を改善するための仕組みを有していること。	A	
7-1-3	法	上記の仕組みを基に改善の取り組みが、組織的かつ継続的に行われ、その改善結果を学外に公開していること。	B	・実践的な教育が組織的・継続的に実施され、前回の審査に際して指摘された事項について、的確な改善がなされていることを確認した。ただし、そうした取り組みの成果が、学外からも十分に「見える」よう、貴学のホームページにて公開(他機関とのリンクも含む)すること等を検討されたい。